

猪名川町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長

岡本信司

猪名川町下水道条例の一部を改正する条例

令和8年3月23日

条例第8号

猪名川町下水道条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認められるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

猪名川町下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第5条 新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有するものとして管理者の指定した排水設備工事業者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認められるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第5条 新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有するものとして管理者の指定した排水設備工事業者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p>